

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく

工場・指定作業場名簿のよくあるご質問

ご質問	回答
Q1 この名簿に載っている事業所は、土壌汚染があるということか。	土壌汚染があるということではありません。本名簿は、あくまで工場・指定作業場として届出のあった事業所の一覧です。工場・指定作業場であって、 <u>特定有害物質を使用していた場合は</u> 、廃止時等に土壌調査が必要になります。なお、特定有害物質の使用の有無は、原則として事業所の廃止時に確認しております（Q3 参照）。
Q2 この名簿に載っていないということは、土壌汚染の心配はないということか。	工場・指定作業場として区に届出されていない。または平成 25 年度以前に廃止されていて、保存年限の関係で本名簿から削除されているということの意味をしています。 <u>当該地の土壌汚染がないことを確認できるものではありません。</u>
Q3 事業所の特定有害物質取扱状況を知りたい。	区では、原則 <u>事業所が廃止となった時に特定有害物質の取扱状況を</u> 確認しています。 <u>操業中の事業所が使用している物質等については原則非開示</u> となりますので、事業者にご確認ください。
Q4 どの業種が土壌汚染のおそれがあるか。	めっき工場やガソリンスタンドのように、特定有害物質を取扱っていた可能性が高い業種もありますが、 <u>業種が同じであっても事業所ごとに作業内容が異なるため、個別に確認する必要があります。</u>
Q5 この名簿に載っていない、過去の工場の履歴を知りたい。	現在操業中の事業所及び平成 26 年度以降に廃止届を提出した事業所の情報については、本名簿に掲載されています。 <u>平成 25 年度までに廃止届が提出された事業所の情報は、原則保管しておりません。</u> <u>平成 25 年度までに廃止届が提出された事業所でも、特定有害物質の取扱いがあり、平成 26 年度以降に土壌汚染対策が完了した事業所情報については、掲載されています。</u> 本名簿に記載のない事業所等の情報については、古い住宅地図等でお調べ下さい。
Q6 対象地の土壌汚染調査結果を知りたい。	環境確保条例に基づき区に報告のあったものについては、「 <u>土壌調査</u> 」欄に記載されています。平成 31 年 4 月 1 日以降に廃止した事業所で調査の結果、汚染が確認された事業所については、②大田区土壌

	<p>汚染情報公開台帳に掲載されています。令和6年4月1日以降に廃止した事業所で調査の結果、基準適合だった事業所については基準適合台帳として順次公開していきます。それ以外の事業所の詳細な調査結果をお知りになりたい場合は、大田区情報公開条例に基づく請求が必要になりますので、本庁舎8階の環境対策課までご相談ください。</p>
<p>Q7 「廃止年不明」とは どういうことか。</p>	<p>事業所を廃止した時は、事業者が区役所に廃止届を提出することになります。しかし、届出がされず事業主とも連絡が取れないため、区が廃止を確認することがあります。その場合は「廃止年不明」となります。特定有害物質の取扱いについても把握できていません。</p>
<p>Q8 「基準適合」とは、 土壌汚染がないという ことか。</p>	<p>環境省の指定調査機関が、調査対象物質の使用や排出状況等の調査を行い、以下の場合が確認されたことを意味します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象物質の使用や排出状況等の調査を行い、土壌汚染のおそれがないと判断した場合 ・汚染のおそれがあると判断し試料採取調査を行った結果、基準に適合した場合 <p>調査対象物質は事業所で使用していた特定有害物質のみで、使用していない物質は含まれません。全ての特定有害物質が基準に適合しているものではありませんので、ご注意ください。</p>
<p>Q9 「措置済」とは、 土壌汚染が無くなった ということか。</p>	<p>土壌汚染対策にはさまざまな方法があり、例えば、掘削除去により汚染土壌を全量除去する対策もあれば、汚染土壌の上に舗装等を行う対策もあります。必ずしも全ての汚染土壌が無くなったことを示しているものではありませんので、ご注意ください。</p>

その他にご不明点がある場合は、**大田区環境対策課（03-5744-1367）**までお問い合わせ下さい。